平成２２年（フ）第５４３号
宮城県宮城郡松島町磯崎字蟹松37番地の３
債務者　渡部　富子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
仙台市泉区北中山１丁目16番地の13
債務者　齋藤真紀子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４０号
宮城県多賀城市浮島字沢前７番地　浮島団地２―14号
債務者　菅　　正
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
仙台市宮城野区栄２丁目19番20号　豊栄コーポ205
債務者　佐藤　智恵
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
仙台市太白区郡山６丁目１番１―505号
債務者　國上　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７２５号
仙台市宮城野区田子３丁目11番22号　コーポ高橋206
債務者　日下　宏司
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
仙台市青葉区桜ケ丘４丁目32番５号　高橋コーポ201
債務者　高橋　満雄
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
仙台市太白区西中田３丁目23番33―302号、住民票上の住所仙台市宮城野区高砂１丁目19番地の９
債務者　澁谷　真理
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
仙台市太白区袋原字平淵21番地の２　袋原市営住宅２号棟―601、従前の住所宮城県名取市手倉田字堰根162番地　やませコーポ第２―103号
債務者　高橋有希子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市唐桑町馬場209番地１
債務者　長根　淳子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２３８号
茨城県ひたちなか市大字三反田5234番地
債務者　打越すみ江
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３０９号
茨城県水戸市松が丘１丁目４番69号
債務者　酒井　正人
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３２１号
茨城県小美玉市小川174番地２
債務者　沼田　廣雄
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３２３号
茨城県水戸市千波町690番地の３
債務者　稲葉　一馬
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３２７号
茨城県水戸市圷大野1402番地
債務者　田村紀代美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３２８号
茨城県水戸市見和１丁目359番地の６　県営桜ヶ丘アパート26棟101号
債務者　池永　愛子（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３５号
茨城県水戸市末広町２丁目２番25号　日の出屋アパート202号
債務者　斉藤　春男
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所